

免許番号	魚種	増殖計画量の基準	内共第一号	内共第二号
湖河沼川	アユ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上	笠内川	吾妻川
ヤマメ	ヤマメ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上		
イワナ	イワナ	産卵床造成 一箇所以上		
種苗放流 種苗放流 産卵床造成	アユ ヤマメ イワナ	二千尾（二二キログラム）以上 二千尾（四キログラム）以上		

內水面漁場管理委員會

内水面漁場管理委員会

- 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………
○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示（海事局）……………
（調整委員会漁業同）……………

第五種共同漁業権に係る令和二年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。
青森県内水面漁場管理委員会公示第一号
令和二年三月十三日

青森県内水面漁場管理委員会
会長 濱田正隆

令和二年三月十三日

号 内共第十二	内共第十号	内共第八号	内共第七号	内共第六号	内共第五号	内共第四号	内共第三号
・唐川 十三湖	神沼 沼・明 セバト	前潟・ 廻堰大 溜池	平滝沼	中村川	赤石川	川 大童子	川 追良瀬 アユ ヤマメ イワナ ウダイ
ウダイ	フナ ワカサギ	フナ コイ フナ	コイ ヤマメ イワナ ウダイ コイ ウダイ	アユ ヤマメ イワナ カジカ ウゲイ 産卵床造成	アユ ヤマメ イワナ アユ ヤマメ 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 一千尾 (二キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 三千尾 (一八〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇〇キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 二箇所以上	種苗放流 五千尾 (二二キログラム) 以上 種苗放流 五万尾 (一〇〇キログラム) 以上 種苗放流 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上
産卵床造成	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上	種苗放流 五百五十万粒以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (四〇キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上	種苗放流 四万尾 (二四〇キログラム) 以上 種苗放流 五万尾 (一〇〇キログラム) 以上 種苗放流 三箇所以上

号 内共第十六	号 内共第十五	号 内共第十四	号 内共第十三
川 浅瀬石	平川	岩木川	沼 田光
ヤマメ アユ	メ カワヤツ メ カジカ ウダイ カワヤツ	フナ イワナ コイ ヤマメ	アユ フナ ワカサギ
種苗放流 五千尾 (四〇キログラム) 以上	種苗放流 六千尾 (一一キログラム) 以上	種苗放流 六万四千尾 (三八四キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上
種苗放流 二万尾 (三〇キログラム) 以上	種苗放流 一万五千尾 (三〇キログラム) 以	種苗放流 一万六千尾 (三三一キログラム) 以	種苗放流 五百尾 (一キログラム) 以上
種苗放流 一千尾 (六〇キログラム) 以上	種苗放流 九箇所以上	種苗放流 六千尾 (一一キログラム) 以上	種苗放流 三千尾 (六キログラム) 以上
種苗放流 一千尾 (八キログラム) 以上	種苗放流 九箇所以上	種苗放流 一万三千尾 (二六キログラム) 以	種苗放流 二千尾 (二六キログラム) 以上
種苗放流 一万二千尾 (二四キログラム) 以	種苗放流 九箇所以上	種苗放流 一万六千尾 (三三一キログラム) 以	種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上
種苗放流 三千尾 (六キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上
種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上
産卵床造成 一箇所以上	産卵床造成 一箇所以上	産卵床造成 一箇所以上	産卵床造成 二箇所以上
産卵床造成 一箇所以上	産卵床造成 一箇所以上	産卵床造成 一箇所以上	産卵床造成 二箇所以上

号 内共第二十	号 内共第二十	号 内共第十九	号 内共第十八	号 内共第十七
蟹田川	今別川	増川川	二ノ沢 潟池	旧十川
ウダイ イワナ コイ ヤマメ アユ	イワナ ヤマメ アユ イワナ ヤマメ	アユ ヤマメ アユ フナ コイ	コイ ヤマメ ウダツ カジカ	コイ イワナ ニジマス
種苗放流 二千尾 (六キログラム) 以上				
種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上				
産卵床造成 一箇所以上				
産卵床造成 二箇所以上				
産卵床造成 二箇所以上				

二号 内共第三十	一号 内共第三十	号 内共第三十	九号 内共第二十	八号 内共第二十	六号 内共第二十	五号 内共第二十	三号 内共第二十
野牛川	大畠川	川易国間	目滝川	川内川	川野辺地	野内川	川合子沢
ウナギ	コイ イワナ ウダイ	イワナ ヤマメ ヤマメ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
四百尾(八キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	五千尾(二二〇キログラム)以上	二千尾(一一〇キログラム)以上	三千尾(六キログラム)以上	八千尾(四八キログラム)以上	四千尾(二四キログラム)以上	八千尾(一六キログラム)以上
産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成
二箇所以上	二箇所以上	三箇所以上	五箇所以上	六箇所以上	五箇所以上	三箇所以上	三箇所以上

一号 内共第四十	九号 内共第三十	七号 内共第三十	六号 内共第三十	五号 内共第三十	四号 内共第三十	三号 内共第三十	二号 大沼
切川・沼・花 湖・内 小川原	面木沼 沼・田 高瀬川	老部川 市柳	老部川	川小老部	左京沼	コイ ウナギ ワカサギ エビ	コイ ウナギ ワカサギ エビ
ウダイ	コイ ウナギ フナ	コイ ウナギ ワカサギ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ	アユ ヤマメ アユ イワナ
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
三千万粒以上	上	五千尾(一〇キログラム)以上	五千尾(一一キログラム)以上	六千尾(一二キログラム)以上	六千尾(二二キログラム)以上	二千尾(四〇キログラム)以上	二千尾(四〇キログラム)以上
産卵床造成	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
三箇所以上	上	四百尾(八キログラム)以上	四百尾(八キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	五千尾(一一キログラム)以上	二千尾(四〇キログラム)以上	二千尾(四〇キログラム)以上

内共第四十 六号	川 新井田	ヤマメ アユ	馬淵川 四号	薦沼 内共第四十 五号	アユ ヒメマス	コイ ヤマメ ウグイ サクラマ	コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ ウダラ	アユ ヤマメ	内共第四十 三号	内共第四十 二号	内共第四十 一號	砂土路 川・七 戸川 戸川	ワカサギ エビ	産卵床造成 増殖床造成 三箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和二年三月十三日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田正隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」とい
う。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑
があるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの迴上が
考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」
といふ。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」とい
う。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものと

農内共第一 号	湖・奥 入瀬川	十和田 ス（陸封）	ヒメマス サクラマ	ヤマメ イワナ
型	コイ フナ エビ	種苗放流 二万五千尾以上 増殖床造成 十六箇所以上	種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 増殖床造成 十六箇所以上	種苗放流 四万尾（八〇キログラム）以上 種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 四百尾（八キログラム）以上 種苗放流 五万尾（五〇〇キログラム）以上 種苗放流 六千尾（一一キログラム）以上 種苗放流 四万六千尾（二七六キログラム）以上 種苗放流 一万二千尾（一二八キログラム）以 上

する。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2

放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社)
東奥印刷株式会社

定価小口一枚二付十五円七十三銭
毎週月・水・金曜日発行